

裏面白紙

一復第七七二號

書記官長

技術候補生及軍醫候補生から特校となつた者の所謂「追放令」に於ける取扱の件通牒

昭和二十一年四月十八日

第一復員省文書課長 美山 興 稔

樞密院 事務官 殿

首題の件に關して別紙の通り第一復員部内一般に通知した故然るべく

配慮あり度参考迄に通牒す

事務官

高辻

一 復第七七一號

第一復員官署一設(附)

技術候補生及軍醫候補生より將校になつた者は所謂「追放令」に該當しない件通牒

昭和二十一年四月十八日 第一復員省文書課長 美山 樂藏

技術候補生及軍醫候補生より將校になつた者が所謂「追放令」に該當するか否かに關し質疑多く且一部では不當な取扱を受けて居る事例もあるがこれは左の如く該當しないものなる故念の爲通牒する

一 閣令 第一號(二月二十八日)別表第一に左の通り該當者を規定し内務省令 正規陸軍將校

陸軍補充令ノ正規ノ任用規定ニ依リ現役將校ニ任用セラレ將校任用

ノ當初ヨリ陸軍武官服役令ニ依ル現役ニ服シタル者ニシかるに

昭和十四年勅令第四八六號(昭和八年勅令第六號)によると其第七條(第四條)には

技術候補生ヨリ將校トナリタル者一、一、一、衛生部醫官ニ任ゼラレタル者)ノ現役期間ハ任官ノ日ヨリ起算シ二年トシ其ノ現役期間滿ツル日ノ翌日ヨリ之ヲ豫備後ニ服セシム但シ引續キ現役ニ服スルコトヲ志願スル者アルトキハ陸軍大臣之ヲ許可スルコトヲ得前項但書ノ規定ニ依リ引續キ現役ニ服スルコトヲ許可セラレタル者ノ前後ノ服後ハ陸軍武官服役令ニ依ルと規定されて技術候補生及軍醫候補生から將校となつた者は服後延期の有無に拘らず一任官ノ當初ヨリ武官服役令ニ依ル現役に用いた者でないのて從てこれに該當しない

通牒先 第一復員部内一設

(別に陸軍武官服役令を添付す)